

給 水 異 動 届

本山町長

様

受付日	
処理日	

本山町水道給水条例第31条により届け出します。

令和 年 月 日

- (①所有者変更 ②名義変更 ③開栓 ④休止 ⑤一時停止 ⑥廃止)
(⑦用途区分変更 ⑧水栓情報変更 ⑨その他【 】)

旧使用者

水栓の住所	本山町		
フリガナ氏名	氏名 ㊟		
転出後住所及び連絡先	住所	連絡先 — —	
閉栓予定	月 日 時	以降	
メーター番号	—	—	
閉栓日	月 日 時	分	
最終指針	. m ³		
対応	指針確認 バルブ止 キャップ止 取外し その他		
備考			

新使用者

水栓の住所	本山町		
フリガナ氏名	氏名 ㊟		
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日		
連絡先	— —		
住民票	町内 ・ 町外 ()		
開栓予定	月 日 時	以前	
納付方法(※:口座引落手続きは、右欄の金融機関で申込みが必要です。)	口座引落 ※	(1)四国銀行 (2)高知銀行 (3)ゆうちょ銀行 (4)JA高知県(旧JA土佐れいほく管内に限る) (5)旧住所の口座と同じ (1)~(4)の該当にも○記入 納付書 (送付先: 水栓の住所 ・ 住民票の住所)	
メーター番号	—	—	
開栓日	月 日 時	分	
開始指針	. m ³		
対応	指針確認		
備考			